

平成 31 年 2 月 22 日  
第四管区海上保安本部

# 広報資料

## 【広報案件】

伊勢湾・三河湾 潮干狩りができる日はいつ？  
～「伊勢湾・三河湾 潮干狩りカレンダー2019」～

ディファレンシャル GPS の廃止について

## 【お知らせ】

秘伝の船飯レシピを特別公開！  
～第2弾のメニューは『どんぶり』と『汁物』～

平成 31 年 1 月の船舶海難・人身海難発生状況（速報）

**【問い合わせ先】**

海洋情報部監理課

監理課長 高橋 渡

電話 052-661-1611（内線 2510）



平成 31 年 2 月 22 日  
第四管区海上保安本部

**伊勢湾・三河湾 潮干狩りができる日はいつ？  
～「伊勢湾・三河湾 潮干狩りカレンダー 2019」～**

第四管区海上保安本部では、シーズンになると問い合わせが多い、3月から8月までの潮干狩りに適した日時を示した「伊勢湾・三河湾潮干狩りカレンダー 2019」を作成しました。

海上保安庁では、潮汐観測を実施し、主要な港の高低潮時等の推算値をまとめ、船舶交通安全等のための「潮汐表」を刊行しています。

第四管区海上保安本部では、この「潮汐表」を基に、伊勢湾・三河湾においての潮干狩りに適した日時を記した「伊勢湾・三河湾 潮干狩りカレンダー 2019」を作成しました。このカレンダーは、ホームページ及び印刷物により入手できます。

潮干狩りをされる際は、潮が最も引く時間が過ぎると、急に潮が満ちてくることがありますので、十分注意してください。また、潮干狩りカレンダーに記載した注意事項にも十分留意して潮干狩りを楽しんでください。

「伊勢湾・三河湾 潮干狩りカレンダー 2019」の入手方法

- ・ ホームページ

URL:<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN4/marine/4marine.html>



- ・ 印刷物

あて先（郵便番号、住所、氏名）を明記した返信用封筒に、82円切手を貼って同封し、「潮干狩りカレンダー 希望」と記入の上、以下まで送付してください。

〒455-8528 愛知県名古屋市港区入船2-3-12 名古屋港湾合同庁舎別館  
第四管区海上保安本部海洋情報部

# 伊勢湾・三河湾 潮干狩りカレンダー 2019

海上保安庁刊行の潮汐表から算出した潮干狩りが楽しめる日と時間がわかるカレンダーです。

潮が引く時刻の2時間ほど前から潮干狩りが楽しめます。裏面の注意事項について、十分に気をつけてください。

【 凡 例 】



上段：日付  
下段：  
潮が最も  
引く時刻



潮が大きく引き、潮干狩りの最適日



潮が少し引き、潮干狩りが楽しめる日



潮がそこそこ引き、潮干狩りが楽しめる日



潮があまり引かず、潮干狩りに適さない日

(場所によっては潮干狩りが楽しめないこともありますので、直接潮干狩り場にお問い合わせ下さい)

## 3月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7 12:40	8 13:05	9 13:35
10 14:05	11 14:35	12 15:10	13 16:00	14	15	16
17	18	19	20 11:45	21 12:25	22 13:00	23 13:35
24 14:05	25 14:40	26 15:20	27 16:05	28	29	30
31						

## 4月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4 11:45	5 12:15	6 12:45
7 13:15	8 13:45	9 14:15	10 14:50	11 15:40	12 16:45	13
14	15	16	17 10:45	18 11:20	19 12:00	20 12:35
21 13:10	22 13:45	23 14:15	24 14:50	25 15:35	26	27
28	29	30				

## 5月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3 11:15	4 11:45
5 12:20	6 12:50	7 13:25	8 14:00	9 14:45	10 15:35	11 16:40
12	13	14	15	16 10:15	17 10:55	18 11:35
19 12:10	20 12:50	21 13:20	22 13:55	23 14:30	24 15:10	25
26	27	28	29	30	31	

## 6月

日	月	火	水	木	金	土
						1 10:40
2 11:20	3 11:55	4 12:35	5 13:15	6 13:55	7 14:40	8 15:35
9 16:30	10	11	12	13	14 09:50	15 10:35
16 11:15	17 11:55	18 12:30	19 13:05	20 13:40	21 14:15	22 14:50
23	24	25	26	27	28	29
30 10:10						

## 7月

日	月	火	水	木	金	土
	1 10:55	2 11:35	3 12:20	4 13:05	5 13:50	6 14:35
7 15:20	8	9	10	11	12	13
14 10:20	15 11:05	16 11:40	17 12:20	18 12:50	19 13:25	20 13:55
21 14:25	22	23	24	25	26	27
28	29 09:45	30 10:35	31 11:25			

## 8月

日	月	火	水	木	金	土
				1 12:10	2 12:55	3 13:40
4 14:20	5 15:00	6	7	8	9	10
11	12	13 10:50	14 11:30	15 12:00	16 12:35	17 13:00
18 13:30	19 13:55	20	21	22	23	24
25	26	27 09:25	28 10:20	29 11:10	30 11:55	31 12:40

※潮干狩りカレンダーに関するお問い合わせは、第四管区海上保安本部海洋情報部まで。

TEL 052-661-1611 (内線2511) (平日午前9時5分~午後5時50分)

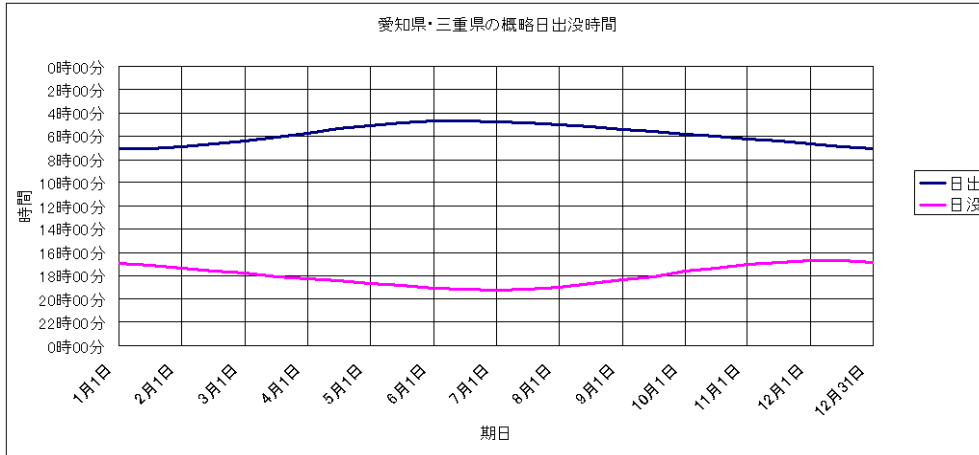
※本カレンダーは、ホームページでも、ご覧になれます。

URL <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN4/marine/4marine.html>

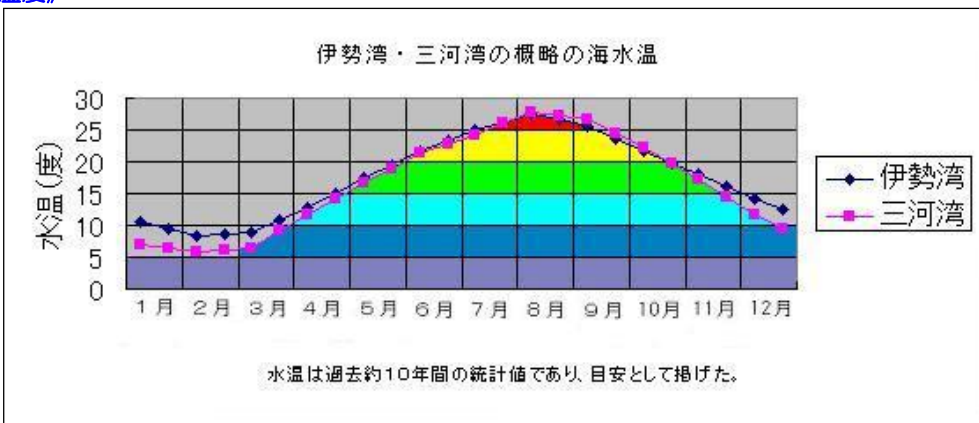


## お出かけの参考に

### 《日没時間》



### 《海水温度》



### 《注意》

- ☆ 干潮時刻は伊勢湾・三河湾について記載しています。湾内でも場所によって引き具合や時刻に多少の差があります。
- ☆ 潮が最も引く時刻を過ぎると、急に潮が満ちてくることがありますので、帰る準備をしましょう。
- ☆ 強風、風浪等の気象の変化に注意しましょう。
- ☆ 漁業権による潮干狩り禁止区域等の場所には入らないようにしましょう。
- ☆ 愛知県、三重県の条例により、大きさに関わらず、網やかごに類するものを備えている器具（じょれん等）の使用は禁止されています。
- ☆ 思わぬ所で深みにはまったり、貝殻やガラスの破片で怪我をしないよう十分に気をつけましょう。
- ☆ 地震による揺れを感じたら、津波の恐れがありますので、素早く高台に避難しましょう。（予め避難経路を確認しておきましょう）

～自分の命は自分で守る～（自己救命策 3つの基本）

#### 1 ライフジャケットの常時着用

海中転落した場合、浮力を確保して海に浮いていることが重要です。浮かんでいれば、早期の発見及び迅速な救助につながります。ライフジャケットは常時着用しましょう。

#### 2 携帯電話等の連絡手段の確保

海の事故では、周りに助けを求めることが簡単にできない場合が多くあります。「助けて欲しい！」と救助機関へ通報するための連絡手段を確保しましょう。また、海中転落した場合や雨、飛沫がかかる中でも連絡手段を確保するには、防水バックに入れた携帯電話を携帯することが極めて有効となります。

#### 3 118番の有効活用

海上保安庁の緊急通報用電話番号は、局番なし118番(無料)です。海での事件や事故は「118番」を活用しましょう。

第四管区海上保安本部マリンレジャー情報のページ

URL <https://www.kaiho.mlit.go.jp/04kanku/safety/leisure/>

マリンレジャーに親しまれている皆さんに、海を安全に楽しんでいただくために必要な情報や、役立つ情報を集めて掲載しています。

海の「もしも」は**118番**



平成31年2月22日  
第四管区海上保安本部

問い合わせ先  
交通部企画課  
企画課長 西澤 伸広  
電話 052-661-1611 (内線 2610)

## ディファレンシャルGPSの廃止について

海上保安庁は、GPSの測位精度を向上させるために運用してきたディファレンシャルGPSを、平成31年3月1日をもって廃止します。

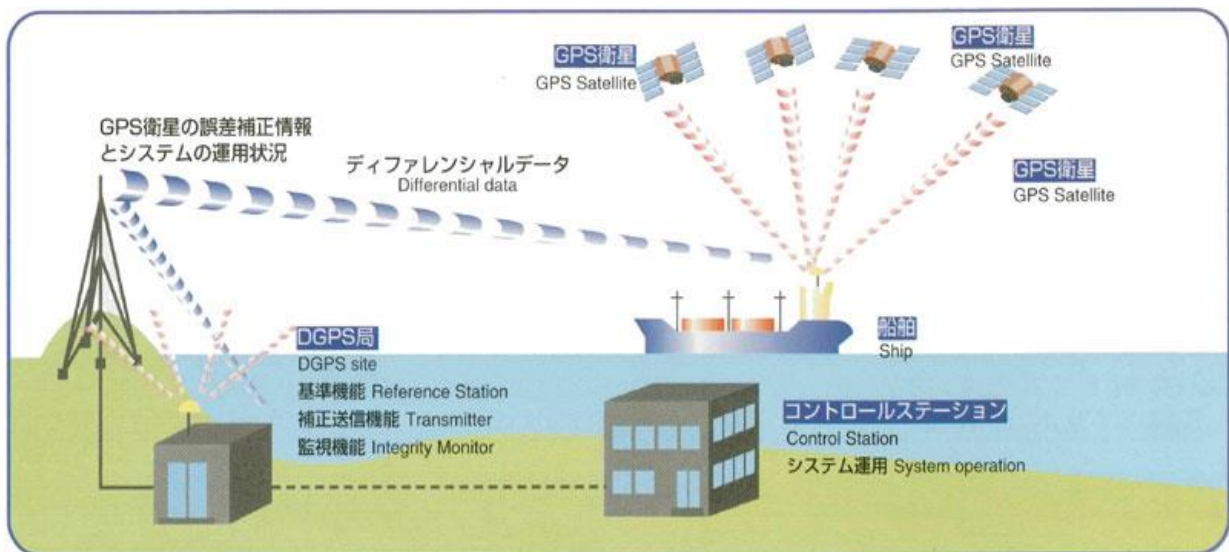
ディファレンシャルGPS（以下「DGPS」）は、米国が運用するGPSの測位精度を向上させるため、DGPS局においてGPS位置情報を測定し、その誤差の補正情報を電波に乗せて船舶へ提供することにより、海上安全の確保を図っています。

海上保安庁のDGPS運用は、平成9年3月の当管区の大王埼局（三重県）と三管区の釧崎局（神奈川県）が始まりであり、平成10年度からは当管区のもう一つの名古屋局（愛知県）を含む全国27箇所で運用を開始し今日に至ります。

海上保安庁がDGPSの運用を始めた平成9年当時、GPSは約100mの測位誤差がありましたが、近年、GPS自体の測位精度が国際海事機関（IMO）が定める測位精度（※）を満たしていること、新たに導入された他の補正システム（運輸多目的衛星、準天頂衛星）の測位精度が現在のGPS以上の精度を有していること、全国のDGPS局の装置が換装時期に来ていることを踏まえ、平成31年3月1日に21年の歴史に幕を下ろし廃止することとしました。

※外洋では100m以下、港内では10m以下を95%確保すること

### DGPSの概要図



あらかじめ正確な位置が分かっているDGPS局（全国27箇所）において、GPSが提供する位置情報の誤差を測定し、補正情報等を船舶に提供。

# DGPS局の配置



## 名古屋DGPS局



## 大王崎DGPS局



**【問い合わせ先】**

総務部総務課

広報・地域連携室長 生田保隆

電話 052-661-1611（内線 2111）



平成 31 年 2 月 13 日

第四管区海上保安本部

**秘伝の船飯レシピを特別公開！  
～第2弾のメニューは『どんぶり』と『汁物』～**

第四管区海上保安本部では、「食」を通じて海上保安業務の周知を図ることを目的に、昨年 10 月の第 1 弾「カレー」につづく第 2 弾として、管内 9 隻の巡視船艇で実際に調理されている「船飯」のうち、『どんぶり』と『汁物』のセットメニューのレシピを平成 31 年 2 月 13 日（水）から、第四管区海上保安本部ホームページ上において特別公開します。

また、このレシピ公開に併せて、平成 31 年 3 月 11 日（月）までの間、ホームページをご覧くださいになった方々の投票で『四管区どんぶり・汁物王座決定戦』を行います。

**1 公開日等**

公開開始 平成 31 年 2 月 13 日（水）午後 1 時

投票期間 公開開始から平成 31 年 3 月 11 日（月）午後 5 時までの間

**2 掲載場所・投票方法**

第四管区海上保安本部ホームページ「『船飯レシピ』特設ページ」URL

『<http://www.kaiho.mlit.go.jp/04kanku/contents/information/002846>』

⇒「美味しかった!」・「食べてみたい!」と思ったレシピの番号をメールに記載して送信するだけで簡単に投票していただけます。

**3 イベント趣旨**

日々の過酷な業務を遂行するにあたり、現場の海上保安官にとって「食事」は極めて重要です。

給食業務を遂行しているのが「海上保安官」であることは、広く認知されているとは言い難い状況です。

このイベントは、「食」という視点から、特にこれまで当庁に馴染みが薄かった方々に対しても、船飯を通じて当庁に関心を持っていただくきっかけになればとの思いからの試みです。

**【問い合わせ先】**

交通部安全対策課

安全対策課長 奥村 和彦

電話 052-661-1611（内線 2640）



平成31年2月22日

第四管区海上保安本部

## 平成31年1月の船舶海難・人身海難発生状況（速報）

### 1 船舶海難

- (1) 1月の船舶海難は16隻（前年11隻）で、そのうち船舶事故は13隻（前年7隻）、インシデントは3隻（前年4隻）でした。

なお、船舶事故による死者・行方不明者の発生はありませんでした（前年0人）。

- (2) 船舶事故の船種別は、プレジャーボートが7隻、漁船が5隻、貨物船が1隻、となっており、小型船舶が12隻を占めました。

事故種類別では、衝突が7隻、運航不能が4隻、転覆及び浸水がそれぞれ1隻となっています。

なお、運航不能の内訳は、推進器障害が2隻、舵障害及び無人漂流がそれぞれ1隻となっています。

- (3) プレジャーボートの事故では、釣りを終え帰港中のプレジャーボート2隻が衝突する事故などが発生しています。

また、漁船の事故では、漁場移動のため自動操舵とし後部甲板で漁獲物の選別等を行っていた漁船と操業中の漁船が衝突する事故などが発生しています。

### 2 人身海難

- (1) 1月の人身海難は12人（前年5人）で、そのうち人身事故は5人（前年2人）、その他の人身に係るトラブルは7人（前年3人）でした。

なお、人身事故による死者・行方不明者は3人でした（前年1人）。

- (2) 人身事故の内訳は、マリンレジャーに伴う海浜事故が3人、乗船者の人身事故が2人、マリンレジャー以外の海浜事故の発生はありませんでした。

- (3) マリンレジャーに伴う海浜事故では、夜釣り中に防波堤から誤って転落し、死亡する事故などが発生しています。

また、乗船者の人身事故では、帰港予定時刻になっても港に戻ってこない漁船がいるとの漁協からの通報を受け、捜索中、当庁航空機が無人で航行する漁船を発見。乗船者については捜索するも発見に至らず、行方不明となった事故などが発生しています。